

# 入札説明書

奈良市可燃ごみ等処理業務委託

令和8年2月

奈良市環境部環境清美工場

# 入札説明書

「奈良市可燃ごみ等処理業務委託」に係る一般競争入札については、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）及び関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体（以下「事業者」という）は、熟読の上入札してください。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記5の（2）に掲げる方法により説明を求めることができます。

1. 公告日 令和8年2月24日（火）

2. 競争入札に付する調達の内容

（1）業務名

奈良市可燃ごみ等処理業務委託

（2）業務内容及び数量

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年12月24日条例第35号）等、関係法令に基づき、奈良市環境清美工場に搬入された可燃ごみ等の内、委託者が指定するもの（以下「可燃ごみ等」という。）の積込み、運搬及び処分業務並びに本業務の円滑な遂行のために必要な連絡及び調整等業務

処分の方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に定められた処分方法で処理し、廃棄物の減量化及び再資源化を目的とした処理ができる施設設備を有する者であることとします。

予定数量は、委託期間内で18,000t程度とします。

ただし、予定数量は増減する可能性があります。

（3）月間の予定数量

令和8年 6月分	3,000t
令和8年 7月分	3,000t
令和8年 8月分	3,000t
令和8年 9月分	3,000t
令和8年10月分	3,000t
令和8年11月分	3,000t

※上記のごみ量は、本委託期間内に搬出、処理が必要と想定される数量です。

（4）委託期間

令和8年6月1日から令和8年11月30日まで

（5）契約方法 一般廃棄物積込作業（単価契約：1トン当たりの単価）

一般廃棄物運搬（単価契約：1トン当たりの単価）

一般廃棄物処分（単価契約：1トン当たりの単価）

## (6) 履行場所

奈良市環境清美工場（奈良市左京五丁目2番地）（仕様書のとおり）

## 3. 入札方法

入札は、予定数量及び運搬距離をふまえて、積込みに係る費用、運搬に係る費用、処分に係る費用等に要する一切の諸経費を含めて積算した総額で行います。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 4. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（8）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

（1）令和3年4月1日から令和7年12月31日の間において、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者の発注した一般廃棄物の収集運搬及び処分の契約実績（履行中の契約を含む。）があり、その契約内容において、1か月間で100トン以上の可燃ごみ等の処理実績があることもしくは、3か月以上の継続した一般廃棄物の収集運搬及び可燃ごみ等の処理に関する内容であること。

（2）市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないものであること。

（3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（4）奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

（7）処分の方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に定められた処分方法で処理し、廃棄物の減量化及び再資源化を目的とした処理ができる施設設備を有する者であること。

（8）廃棄物処理法による一般廃棄物の中間処理施設設置許可を有している者であること。

なお、一般廃棄物の中間処理施設設置許可を有している者で、一般廃棄物の収集運搬を行うことができない場合や中間処理後の最終処分を行うことができない場合は、一般廃棄物収集運搬の実績を有している者、一般廃棄物最終処分場の施設設置許可を有している者と業務提携を行っていること。

## 5. 入札書の提出場所等

### (1) 入札説明会

入札説明会は行いません。

(2) 仕様書等に関する質問及び現地確認

仕様書等に対する質問がある場合及び現地確認を希望する場合においては、指定の質問及び現地確認書に質問内容または現地確認の希望日等を記入のうえ、電子メールにより提出すること。

①受付期間及び送付先

ア 受付期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月6日（金）の午後4時まで

イ 送付先

kan-koujou@city.nara.lg.jp

ウ 受付方法

電子メールの件名を「奈良市可燃ごみ等処理業務に関する質問及び現地確認の意向」とし、「質問及び現地確認書（様式第1号）」を添付ファイルとして送信すること。また、電子メールにより提出した際、必ず着信を電話にて奈良市環境部環境清美工場に確認すること。

② ①の質問に対する回答は、令和8年3月11日（水）午後4時00分までに奈良市ホームページに掲載し、回答する。ただし、質問がなかった場合は、掲載しない。

※現地確認の日時については、担当者あてに別途電話にて連絡の上、決定する。

③ 記名等がないものには回答しないものとする。また、電話、口頭、郵送、FAX等での質問は受け付けしないものとする。

(3) 入札書の提出場所、入札の日時及び場所

令和8年3月26日（木）午後2時00分

奈良市左京五丁目2番地

奈良市環境部環境清美工場 管理棟2階 見学者ホール

(4) その他

この調達物件の入札は、郵便による入札を認めていないので注意すること。

6. その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約単価（1トン当たりの落札価格）に予定数量を乗じた金額（以下「受託予定額」という。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良市契約規則第23条第2項の規定に該当する場合は免除します。

#### (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込兼参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の承認を受けなければなりません。

なお、業務提携を行い、複数事業者で入札参加を希望する場合、一般廃棄物の中間処理施設設置許可を有する者が「連絡及び調整等業務担当事業者届（様式第2号の2）」にて指定する事業者が代表して提出すること。

#### (5) 入札参加資格審査の申請

##### 【提出書類】

- ①入札参加申込兼参加資格確認申請書
- ②連絡及び調整等業務担当事業者届、業者一覧（業務提携を行う場合）
- ③処理業務の具体的計画
- ④契約実績
- ⑤一般廃棄物の中間処理施設設置許可証の写し
- ⑥一般廃棄物の最終処分施設設置許可証の写し（単独事業者のほか最終処分業者と業務提携を行う場合）
- ⑦一般廃棄物収集運搬の実績のわかる資料（収集運搬業者と業務提携を行う場合）
- ⑧業務提携書、業務提携業者一覧（収集運搬業者もしくは最終処分業者またはその両者と業務提携を行う場合）
- ⑨誓約書
- ⑩令和7・8・9年度奈良市物品購入等入札参加資格者でない者にあつては、以下の書類

##### (ア) 納税証明書の写し

- ・奈良市内の事業者（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）

[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年分の市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分）

- ・奈良市外の事業者 [国税納税地を管轄する税務署で証明]

その3、その3の2又はその3の3

##### (イ) 商業登記履歴事項全部事項証明書の写し（発行後3カ月以内のもの。）

なお、奈良市長から入札参加資格確認申請書等の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

##### ア 入札参加申込兼参加資格確認申請書等の提出

令和8年2月24日（火）から令和8年3月17日（火）の（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市環境部環境清美工場に各1部持参してください。

イ 入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承認書により、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書により令和8年3月19日（木）までに通知します。

ウ 入札参加申込兼参加資格確認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とする。参加資格の確認ができない場合は入札への参加を認めない。

- エ 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札すること。
- オ 入札書は、封書の表面に「奈良市可燃ごみ等処理業務委託の入札書」とわかるように記載（別添「留意事項」の記載例を参照すること。）して、執行職員の指示により入札箱に投函すること。
- カ 中間処理業者が収集運搬業者、最終処分業者と業務提携を行い参加する場合、入札は中間処理施設の施設設置許可を有する者が「連絡及び調整等業務担当事業者届（様式第2号の2）」にて指定する事業者が代表して行うこと。
- キ 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出すること。
- ク 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできない。次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (ア) 入札参加資格のない者の入札
  - (イ) 委任状の提出がない代理人による入札
  - (ウ) 入札書に入札金額、業務名の表示又は記名押印を欠く入札
  - (エ) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
  - (オ) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
  - (カ) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
  - (キ) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
  - (ク) 虚偽の申請を行った者の入札
  - (ケ) 入札書の日付が入開札日でない入札
  - (コ) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7. 落札者の決定方法等

- (1) 入札の方法は持参入札とします。(様式第7号)入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒に「入札書」の文字、業務名、入開札日、業者名(代理人名)を記載すること。また、内訳書(様式第7号-内訳書)及び内訳計算書(様式第7号-内訳計算書)も記載し、同封すること。
- (2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず(様式第8号)委任状を提出すること。提出のない場合は、入札できないものとする。
- (3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。
- (4) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取りやめとする。また、入札執行後においても落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。
- (5) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為は禁止とする。
- (6) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者を持って落札者とする。落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。
- (7) 再度入札は1回実施する。
- (8) 再度の入札をしても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約に移行する場合がある。
- (9) 入札は、予定数量及び運搬距離をふまえて、積込に係る費用、運搬に係る費用、処分に係る費用等に要する一切の諸経費を含めて積算した総額で行う。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 8. 契約書の作成等

(1) 奈良市と契約に必要な部数を作成し、各自1通を保有することとします。契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とします。なお、最終処分場の所在地を管轄する地方公共団体と廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定による通知の他、事前協議が必要な場合は、その協議が成立し、承認等を得たときに本契約となるものとします。

(2) 落札者は、奈良市契約規則第23条の規定に基づき落札と同時に契約保証金を指定する方法により納付してください。また、契約書、契約実績を履行した事を証明できる書類その他必要な書類はこの日までに提出するものとします。

なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに必ずその旨を証明する書類を提出してください。

## 9. 契約時に必要な提出書類

落札者は、環境清美工場が別途指示する書類を提出すること。

## 10. 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがある。また、入札者の連合の疑い、不正不穏な行動をなすことにより、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は入札者の負担とする。

## 11. 入札手続の停止等

この入札に関する苦情申立てに係る処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合がある。

## 12. 注意事項

(1) 当該入札に関する事務を担当する部署は次のとおりです。

奈良市 環境部 環境清美工場

住所：〒631-0801 奈良市左京五丁目2番地

電話：0742-71-3000

担当：中井

Mail：kan-koujou@city.nara.lg.jp

(2) 再度入札の場合がありますので、再度入札用として入札書を別途1枚用意すること。

(3) 落札者は、業務の履行等については、環境清美工場の指示に従って、担当者と十分打ち合わせをして行うこと。

(4) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り信頼を失うことのないよう注意すること。

### 1 3. 交付書類

#### (1) 入札説明書（1部）

- ① 質問及び現地確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第1号
- ② 入札参加申込兼参加資格確認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第2号
- ③ 連絡及び調整等業務担当事業者届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第2号の2
- ④ 中間処理業者一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第2号の3
- ⑤ 収集運搬業者一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第2号の4
- ⑥ 最終処分業者一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第2号の5
- ⑦ 奈良市可燃ごみ等処理業務の具体的計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第3号
- ⑧ 契約実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第4号の1、2
- ⑨ 業務提携書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第5号の1、2、3
- ⑩ 業務提携業者一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第5号の4
- ⑪ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第6号
- ⑫ 入札書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別 添
- ⑬ 入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第7号
- ⑭ 内訳書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第7号－内訳書
- ⑮ 内訳計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第7号－内訳計算書
- ⑯ 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第8号
- ⑰ 契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別 紙

#### (2) 仕様書（1部）